

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人原子力バックエンド推進センター（以下「この法人」という。）定款第20条及び第38条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、住宅手当、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の定例報酬は月額とし、非常勤役員に対しては理事会出席等、必要の都度、定額を支払うことができる。
- 3 評議員には、定款第20条に定める金額の範囲内で、報酬等を支給することができる。

- 4 役員等には、役員賞与を支給しない。
- 5 常勤役員の退職に当たっては、その任期に応じ第6条に規定する退職慰労金を支給することができる。

(定例報酬の額の決定)

- 第4条 この法人の常勤役員の定例報酬は、別表第1「常勤役員の定例報酬」のとおりとし、各々の役員の定例報酬は別表第1「常勤役員の定例報酬」に定める定例支給額の年間上限の範囲内で、理事長が理事会の承認を得て、決めるものとする。
- 2 非常勤役員に対する報酬は、別表第2「非常勤役員の報酬」に定める額とする。
 - 3 各評議員の報酬等は、定款第20条に定める金額の範囲内において、別表第3「評議員の報酬」に基づいて支払う。

(定例報酬の支給)

- 第5条 定例報酬の支給日、支給方法並びに定例報酬より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする給与規程（以下「給与規程」という。）に準ずる。

(退職慰労金)

- 第6条 退職慰労金は、常勤役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。
- 2 常勤役員に対する退職慰労金は、別に定める役員退職慰労金規程で規定する額を上限として、理事長が理事会の承認を得て決定する。ただし、在任期間は当初就任日より起算して8年間を上限とする。

(費用)

- 第7条 この法人は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もつ

て支払うものとする。

2 常勤役員には、自ら居住するための住宅を借り受ける場合は住宅手当、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、住宅手当及び通勤手当の計算方法は給与規程に準ずる。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第9条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。(平成24年6月19日理事会議決)

附則

この規程は平成26年6月19日から施行し、平成25年度決算から適用する。(平成26年6月19日評議員会議決)

附則

この規程は平成27年6月19日から施行する。(平成27年6月19日評議員会議決)

附則

この規程は平成30年6月18日から施行し、平成30年4月1日に遡って適用する。(平成30年6月18日評議員会議決)

別表第1 常勤役員の定例報酬

- ・ 理事長 支給定例報酬の年額上限を1,280万円とする
- ・ 専務理事 支給定例報酬の年額上限を1,200万円とする
- ・ 常務理事 支給定例報酬の年額上限を1,040万円とする
- ・ 理事 支給定例報酬の年額上限を 800万円とする

※ 支給定例報酬の上限には、第6条に定める退職慰労金は含まない。

別表第2 非常勤役員の報酬

- ・ 理事会出席等、必要の都度、日額報酬を1日につき13,500円とする

別表第3 評議員の報酬

- ・ 評議員会出席等、必要の都度、日額報酬を1日につき13,500円とする